



奈総法第319号

令和4年3月25日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 中 本 勝 様  
同 塚 本 勝 様  
同 森 岡 弘 之 様

奈良市長 仲 川 元 庸



包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。



平成30年度包括外部監査「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

#### 第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見

##### 【6】コミュニティスポーツ施設

##### 2. 監査の結果及び意見

(1) 指定管理者からの財務報告について（コミュニティスポーツ会館・広場）

##### ② 監査の結果

i) 収支報告を事実に基づき適切に作成すべき

(スポーツ振興課)

##### 【監査結果】

平成28年度の「田原地区コミュニティスポーツ広場収支報告」を確認したところ、収支が一円単位で一致することは通常考えられないにも関わらず収入合計と支出合計が一致していた。

スポーツ振興課はこの点について指定管理者への説明を求めていなかったとのことであったが、今回改めて確認したところ、指定管理料の範囲内での広場の運営が困難であったため、指定管理者である田原地区自治連合会が事業費の補填を行い、これを収支報告書に記載していなかったとのことであった。

収支報告は指定管理者の業務実績を確認するための重要な資料であり、またスポーツ振興課が収支報告の異常な点を看過しており、指定管理者の業務実績の把握が十分なのか疑問である。また、仮に施設を指定管理料の範囲内で運営することが困難なのであれば、指定管理料の増額もしくは市と地域の自治連合会等での業務の仕様内容及び費用分担の在り方を検討する契機であるとも考えられる。

スポーツ振興課は、指定管理者が事実に基づき収支報告書を作成するよう、適切な指導を行うべきである。また、指定管理者の業務実施状況を適切に把握し、今後のコミュニティスポーツ広場の運営を指導すべきである。

##### 【措置の内容】

指定管理者の平成30年度収支報告書から、不明な点についてその都度説明を求めることにより、業務実施状況を適切に把握しています。